

議案第六十八号

港区職員の給与に関する条例及び港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の給与に関する条例及び港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（港区職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長及び教員に限る。）」を「次の各号に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に定める教育公務員（区

立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（教育公務員特例法第二条第一項に定める教育公務員のうち、区立幼稚園、小学校及び中学校の講師を含む。）

第六条第八項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

第十九条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴い臨時的に任用される職員」に改め、同条第一項中「臨時的に任用される職員」を「育児休業法第六条第一項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）」に改め、同条第二項中「前項に」を「同項に」に改める。

第二十一条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十一条の二第二号中「（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十一条の四第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第二十一条の五第二項中「、第十一条の三及び次条」を「及び第十一条の三」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第六条第二項から第六項までの規定は、臨時的に任用される職員には適用しない。

（港区職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第二条 港区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「区に常時勤務する職員」を「常時勤務に服することを要する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。）」に、「掲げる者」を「掲げる職員」に改め、同条第一号中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条に次の一項を加える。

2 常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超え、るに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、前項の退職手当の支給を受ける者とみなす。ただし、地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

第十一条第五項中「職員（」の下に「区規則で定める者を除く。」を加え、同条第八項中

「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年港区条例第 号）

第二条第一項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは、第三項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

第十六条第一項第二号中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中港区職員の給与に関する条例第二十一条第一項、第二十一条の二第二号から第四号まで及び第二十一条の四第一項の改正規定並びに第二条中港区職員の退職手当に関する条例第十六条第一項第二号の改正規定並びに次項の規定 令和元年十二月十四日

二 第一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第二条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに付則第三項の規定 令和二年四月一日

（港区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 前項第一号に掲げる規定の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）第四十四条の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第一条の規定による改正後の港区職員の給与に関する条例第二十一条第一項、第二十一条の二第二号及び第二十一条の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（港区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の港区職員の退職手当に関する条例第二条及び第十一条第五項の規定は、付則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（説明）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正により、地方公務員の欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されるほか、地方

公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による
地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度の導入及び臨時的任用職員の任用要件
の厳格化に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。